

① 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表十七(一)
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高							
国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高		1	円	国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高		3	円
国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高		2		国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高 (1) + (2) + (3)		4	
国外支配株主等に係る負債・資本持分比率の計算							
総資産の帳簿価額の平均残高		5	円	自己資本の額 (7)と(8)のうち多い金額		9	円
総負債の帳簿価額の平均残高		6		直接及び間接保有の株式等の保有割合 (別表十七(一)付表「4」の合計)		10	%
差引金額 (5) - (6)		7		国外支配株主等の資本持分 (9) × (10)		11	円
資本金等の額又は連結個別資本金等の額		8		国外支配株主等に係る負債・資本持分比率 $\frac{(4)}{(11)}$		12	倍
総負債・自己資本比率の計算							
総負債に係る平均負債残高		13	円	総負債・自己資本比率 $\frac{(13)}{(9)}$		14	倍
類似法人の総負債・純資産比率の計算							
措法第66条の5第3項又は第68条の89第3項の適用の有無		15	有・無	類似法人の総利付負債の額		19	円
類似法人の名称		16		類似法人の純資産の額		20	
類似法人の本店又は主たる事務所の所在地		17		類似法人の総負債・純資産比率 $\frac{(19)}{(20)}$ (小数点以下2位未満切上げ)		21	倍
類似法人の事業年度又は連結事業年度		18	・ ・				
損金不算入額の計算							
国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額		22	円	(26)が(27)以下である場合 (26)が(27)を超える場合 関連等に係る利子等の課税の特例調整	(4) - (3) ≤ (11) × (3又は21) の場合 $(24) \times \frac{(26)}{(3)}$	28	円
国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額		23			(4) - (3) > (11) × (3又は21) の場合 $(24) + ((25) - (24)) \times \frac{(26) - (3)}{(4) - (3)}$	29	
国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額		24			(13) - (3) ≤ (9) × (3又は21) の場合 $(24) \times \frac{(27)}{(3)}$	30	
国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額 (22) + (23) + (24)		25			(13) - (3) > (9) × (3又は21) の場合 $(24) + ((25) - (24)) \times \frac{(27) - (3)}{(4) - (3)}$	31	
平均負債残高超過額	(4) - (11) × (3又は21)	26			別表十七(二の二)「19」又は別表十七(二の二)「23」	32	
				(28)、(29)、(30)若しくは(31)又は各連結法人の(28)から(31)までの合計 < (32) の場合	33	0	
	(13) - (9) × (3又は21)	27		措法第66条の5第4項又は第68条の89第4項の適用の有無	34	有・無	
				損金不算入額 (28)、(29)、(30)若しくは(31)又は(33)	35	円	

別表十七（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」、「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高2」及び「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高3」の各欄には、(2)から(4)までに掲げる負債について、当期のこれらの負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
 - (2) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」は、国外支配株主等（措置法第66条の5第5項第1号又は第68条の89第5項第1号に規定する国外支配株主等をいいます。以下同じ。）に対する負債に係る平均負債残高（同法第66条の5第5項第5号又は第68条の89第5項第5号に規定する平均負債残高をいいます。以下同じ。）を記載します。
 - (3) 「国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高2」は、資金供与者等（措置法第66条の5第5項第2号又は第68条の89第5項第2号に規定する資金供与者等をいいます。以下同じ。）に対する負債のうち、(4)に規定する国内の資金供与者等に対する負債以外のもの（以下「国外の資金供与者等に対する負債」といいます。）に係る平均負債残高を記載します。
 - (4) 「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高3」は、資金供与者等に対する負債のうち、当該負債の利子が当該利子の支払を受ける資金供与者等の課税対象所得（措置法第66条の5第5項第9号又は第68条の89第5項第9号に規定する課税対象所得をいいます。）に含まれるもの（以下「国内の資金供与者等に対する負債」といいます。）に係る平均負債残高を記載します。
- 3 「総資産の帳簿価額の平均残高5」は、措置法令第39条の13第23項第1号又は第39条の113第21項第1号（総資産の帳簿価額の平均残高）に規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 4 「総負債の帳簿価額の平均残高6」は、措置法令第39条の13第23項第2号又は第39条の113第21項第2号（総負債の帳簿価額の平均残高）に規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 5 「類似法人の総負債・純資産比率の計算」の各欄は、法人が、国外支配株主等の資本持分及び自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の日以前3年以内に終了した当該法人と同種（外国法人の場合には、当該外国法人の国内事業と同種）の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの各事業年度又は各連結事業年度のうちいずれかの事業年度又は連結事業年度終了の日における総負債（措置法第66条の5第5項第3号又は第68条の89第5項第3号に規定する負債の利子等の支払の基因となるものに限ります。）の額の同日における資本金、法定準備金及び剰余金の合計額に対する比率に照らし妥当と認められる倍数を用いる場合に記載します。この場合、その用いる倍数が妥当であることを明らかにする書類その他の資料を保存する必要があります。
- また、「類似法人の事業年度又は連結事業年度18」には、法人の当該事業年度又は連結事業年度終了の日以前3年以内に終了した当該法人と同種の事業（外国法人の場合には、当該外国法人が国内において行う事業と同種の事業）を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの各事業年度又は各連結事業年度のうちいずれかの事業年度又は連結事業年度の倍数を用いる場合に、その倍数を用いる類似法人の事業年度又は連結事業年度を記載します。
- 6 「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」、「国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額23」には、次の(1)及び(2)の費用のうち国外支配株主等又は国外の資金供与者等に対する負債に係るもの（その支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除きます。）を記載し、「国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額24」には、次の(2)の費用のうち国内の資金供与者等に対する負債に係るもの（その支払を受ける者の法人税の課税対象所得に含まれるものを除きます。）を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
 - (1) 負債の利子（手形の割引料、社債発行差金その他経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。）
 - (2) 措置法令第39条の13第16項各号又は第39条の113第15項各号に掲げる債務の保証料又は債券の使用料
- 7 「(28)、(29)、(30)若しくは(31)又は各連結法人の(28)から(31)までの合計(32)の場合33」は、措置法第68条の89第4項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の課税の特例との調整）の規定の適用を受ける場合には、「(28)、(29)、(30)若しくは(31)又は」を消します。
- 8 「損金不算入額³⁵」は、措置法第66条の5第4項（関連者等に係る支払利子等の課税の特例との調整）又は第68条の89第4項の規定の適用を受ける場合には、「(28)、(29)、(30)若しくは(31)又は」を消します。
- 9 法人が措置法第66条の5第2項（特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の89第2項（連結法人の特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によります。
 - (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」は、国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高から別表十七(一)付表「7の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (2) 「国外の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高2」は、国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から別表十七(一)付表「12の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (3) 「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高3」は、国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から別表十七(一)付表「17の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (4) 「総負債に係る平均負債残高13」は、措置法第66条の5第1項又は第68条の89第1項に規定する総負債に係る平均負債残高から、別表十七(一)付表「7の計」の金額、同表「12の計」の金額、同表「17の計」の金額及び同表「22の計」の金額の合計額を控除した残額を記載します。
 - (5) 「類似法人の総利付負債の額19」は、類似法人の総利付負債（措置法第66条の5第3項又は第68条の89第3項に規定する総負債をいいます。）の額から、措置法規則第22条の10の3（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例の類似法人の総負債の額から控除する金額）に規定する金額又は同規則第22条の75の2（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例の類似法人の総負債の額から控除する金額）に規定する金額を控除した残額を記載します。
 - (6) 「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」は、国外支配株主等に対する負債の利子等（措置法第66条の5第5項第3号又は第68条の89第5項第3号に規定する負債の利子等をいいます。以下同じ。）の額から別表十七(一)付表「9の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (7) 「国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額23」は、国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額から別表十七(一)付表「14の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (8) 「国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額24」は、国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額（措置法令第39条の13第1項第1号又は第39条の113第1項第1号に規定する課税対象所得に係る保証料等の金額をいいます。）から別表十七(一)付表「19の計」の金額を控除した残額を記載します。
 - (9) 「(4)－(11)×(3又は(21))26」中、「(3又は(21))」とあるのは、「(2又は(21))」として記載します。
 - (10) 「(13)－(9)×(3又は(21))27」中、「(3又は(21))」とあるのは「(2又は(21))」として記載します。
- 10 措置法第66条の5の規定の適用を受ける法人が外国法人の場合にあつては、次により記載します。
 - (1) 「国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高1」、「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高2」、「国内の資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高3」、「総資産の帳簿価額の平均残高5」、「総負債の帳簿価額の平均残高6」、「総負債に係る平均負債残高13」、「国外支配株主等に対する負債に係る負債の利子等の額22」、「国外の資金供与者等に対する負債に係る負債の利子等の額23」及び「国内の資金供与者等に対する負債に係る保証料等の額24」の各欄の負債、総資産、総負債及び負債の利子等の額は、それぞれ当該外国法人が国内において行う事業（以下「国内事業」といいます。）に係るものを記載します。
 - (2) 「資本金等の額又は連結個別資本金等の額8」は、当該外国法人の事業年度終了の日における法第2条第16号（定義）に規定する資本金等の額にその総資産の帳簿価額（措置法令第39条の13第23項第1号に規定する総資産の帳簿価額をいいます。）のうちに占める国内事業に係る資産の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を記載します。
 - (3) 「国外支配株主等の資本持分11」は、「自己資本の額9」の金額を記載します。
 - (4) 「直接及び間接保有の株式等の保有割合10」、「27」、「30」及び「31」の各欄の記載は要しません。